



Ver 1.1

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	南海電鉄による護摩壇山「なんかいの森」森林管理プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	南海電気鉄道株式会社 取締役社長 亘 信二



提出日 2010年11月15日

受理日 2010年11月15日

最終版提出日 2011年2月14日

A. 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	南海電気鉄道株式会社(ナンカイデンキテツドウカブシキガイシャ)		
住所	大阪府中央区難波五丁目1番60号		
代表者氏名	亙 信二	担当者氏名	井上 努
担当者所属	環境推進部	担当者役職	部長
担当者 E-mail	inoue.tsutomu@nankai.co.jp	担当者電話番号	06-6631-6300
プロジェクトでの役割	吸収量算定事業責任者、森林所有者、森林管理者		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	プロジェクト代表事業者と同じ		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割	プロジェクトの実施		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	峰林業(ミネリンギョウ)		
住所	和歌山県有田郡有田川町下湯川878		
代表者氏名	峰 伸汎	担当者氏名	峰 伸汎
担当者所属		担当者役職	代表
担当者 E-mail		担当者電話番号	0737-25-0251
プロジェクトでの役割	間伐、測量等		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	南海電気鉄道株式会社(ナンカイデンキテツドウカブシキガイシャ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6			
ダブルカウントの防 止措置を講ずる事業 者	南海電気鉄道株式会社(ナンカイデンキテツドウカブシキガイシャ)		

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ
ホームページ URL: <http://www.nankai.co.jp/company/csr/kankyou/index.html>

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
制度名: _____

その他
具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- ※1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

B: プロジェクト活動の概要①	
B.1	項目
B	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】南海電気鉄道株式会社(以下、「当社」という。)は、鉄道事業者として森林育成事業に取り組む数少ない企業であり、J-VER申請は業界初の事例となります。当社は、現在推進中の3か年経営計画「堅進126計画」(2008年度～2010年度)において、「環境保全ための取り組み強化」を基本方針のひとつに掲げていますが、その中でグループ主要3社におけるCO₂の排出量を3年間で約6,240t-CO₂(3%)削減する目標を宣言しています。2010年度は本計画の最終年度であることから、当社独自の努力によってCO₂削減をするだけでなく、国家的プロジェクトであるJ-VER制度の認証を取得することで、計画の完遂と取組みの社内外へのアピールを目的としています。</p> <p>同時に、鉄道事業を営む当社がJ-VER認証を取得することで、さらに地域との協働の輪を広げ、緑にあふれた国土の整備、ひいては地球環境保全に貢献できると考えています。一方で、当社のような一般企業がJ-VERを認証取得できることを示せば、他の企業もクレジットを求めて参入することが考えられます。J-VERは自治体や林業者の取得が多いのが現状ですが、企業の参入が増えると採算のとれなかった放置森林の整備を加速し、森林資源の循環による安定的な雇用創出や、地域山村での人口の拡大・新規定着など、地方の産業振興が大きく推進される効果も期待できます。その結果、森林整備や木材搬出のためのコスト負担が軽減され、林業自体の再生を図ることが期待できます。</p> <p>【内容】</p> <p>紀州の屋根といわれている護摩壇山(奈良県・和歌山県)は、樹木の生育に適した気候に恵まれ、豊かな森林がその多くを占めています。また、プロジェクト対象地が所在する奈良県吉野郡十津川村は、面積67,000 haで、奈良県面積の1/5を占める日本一大きい村で、その96%が森林を占めており、標高1,000 mを越える山に四方を囲まれ、カシやシイの照葉樹林からブナやナラの落葉広葉樹林、トウヒやモミの針葉樹林までみられます。</p> <p>しかしながら、木材価格の低下、輸入の自由化、経営コストの増加などにより林業経営環境は厳しいものになっており、適正な森林管理がされないまま放置され、荒廃へと繋がる森林が増加しているのも事実です。</p> <p>一方、当社は、昭和52年ごろから十津川村杉清を中心に約518ヘクタールの山林を住宅用建材の生産を目的</p>

として保有し、以来、計画的な植林、施業(枝打ち・間伐等)を行っており、近年では健全な森林育成が自然環境保全に大きく貢献することから、CSRの側面としても力を入れて事業を行っております。

本プロジェクトは、具体的には、当社が保有する山林約 518.43ha のうち、これまで間伐が実施されなかった山林で、かつ平成 19 年～平成 24 年までに間伐を実施または計画した山林 127.15ha を対象地としています。

B.1.2 プロジェクト実施前の状況

【森林の現況(森林タイプ(人工林、天然林の区別等)及び樹種別の面積が含まれていること)】

平成 21 年 4 月時点において、プロジェクト対象地のある吉野郡十津川村杉清地区の森林の現況について、施業計画を元に以下の表に示しました。

対象地 518.43ha のうち人工林が 301.93ha を占めており約 6 割が人工林です。樹種別面積をみると、特にスギ・ヒノキが人工林全体の約 98% 程度になっています。また、齢級では広葉樹は 5 齢級から 31 齢級まで幅広く存在しますが、スギ・ヒノキは 5～7 齢級に集中しています。

【面積】

	人工林	天然林	その他	計
現況面積(ha)	301.93	210.08	6.42	518.43
立木材積(m ³)	50,932	34,215		85,147

【樹種別面積(人工林)】

	人工林				天然林 他 広	その他	合計
	スギ	ヒノキ	スギ・ヒノキ	マツ			
現況面積(ha)	100.17	1.23	193.69	6.84	210.08	6.42	518.43
立木材積(m ³)	20,623	158	29,467	684	34,215		85,147

【齢級ごとの樹種別面積(ha)】

齢級	人工林				天然林 他広	その他	計
	スギ	ヒノキ	スギ・ヒノキ	マツ			
						6.42	6.42
5	4.75		82.42		9.53		96.7
6	8.80		95.27	6.84	7.56		118.47
7	86.62	1.23	16		16.07		119.92
8					28.87		28.87
9					19.16		19.16

10					21.19		21.19
16					3.56		3.56
21					0.35		0.35
27					0.76		0.76
28					24.41		24.41
30					78.62		78.62
合計	100.17	1.23	193.69	6.84	210.08	6.42	518.43

【齢級ごとの樹種別材積(m³)】

齢級	人工林				天然林	計
	スギ	ヒノキ	スギ・ヒノキ	マツ	他広	
2						
5	612		10,628		894	12,134
6	1,135		15,384	684	514	17,717
7	18,876	158	3,455		1,315	23,804
8					2,710	2,710
9					2,317	2,317
10					2,835	2,835
16					721	721
21					79	79
27					167	167
28					5,369	5,369
30					17,294	17,294
合計	20,623	158	29,467	684	34,215	85,147

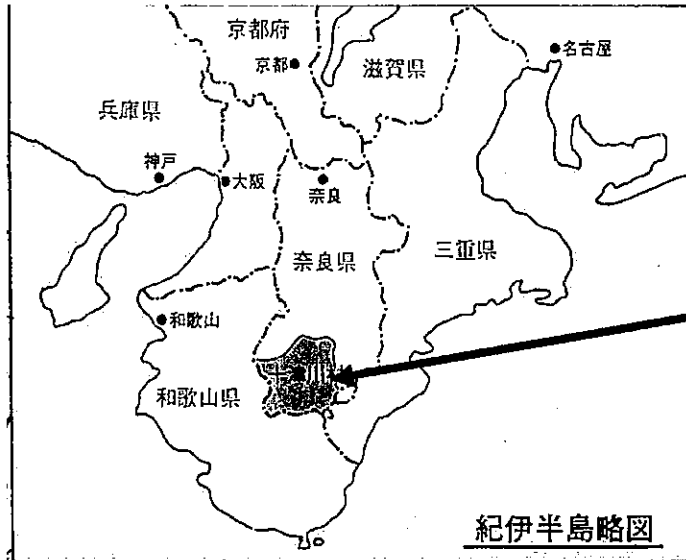
吸収量の算定を行った間伐対象地の現況について、実測に基づき、スギとヒノキに分けて下記の表に示しています。本プロジェクトにおいて吸収量の算定対象となったものは、全面積 518.43ha のうち約 4 分の1の 127.15ha で齢級は5～7齢級が対象となっています。特に全体で面積の多い5齢級にかけて間伐面積が大きくなっています。

吸収量算定対象地【齢級毎の面積(ha)】

齢級	人工林		合計
	スギ	ヒノキ	
5	58.66	11.98	70.64
6	10.13	1.33	11.46

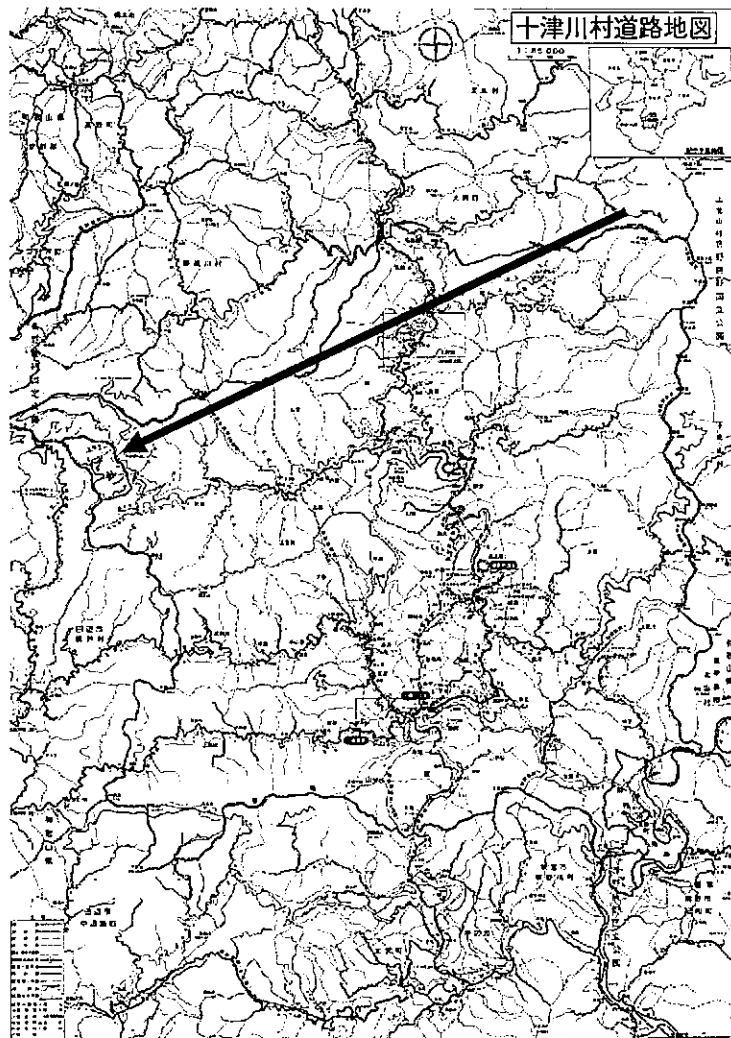
		7	37.06	7.99	45.05	
		計	105.85	21.30	127.15	
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段 <R001 又は R002 の場合> 【間伐間隔】10 年 【定量間伐か、定性間伐か】定性間伐 【間伐率】地位の良否、植栽の本数、生産目標により時期、回数、間伐率等を調整する 【その他の削減・吸収達成手段】 十津川村森林整備計画に特段施業方法の指定がない。対象地において主伐は予定されておらず、対象樹種であるスギ・ヒノキについてのみ間伐を実施する。間伐方法としてはチェーンソーで伐採、スイングヤーダまたは人力で集材している。現在はまだ 35 年生がなく若年の森林なので間伐材は放置しているが、35 年以上たった樹木から軽トラックで搬出する予定である。</p>					
B.2 採用 技術	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))</p>					
		機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
		ポケットコンパス S27	牛方商会		2007 年 11 月	面積測量器
		森発見 Pro	マイクロシステム		2007 年 4 月	実測図管理システム
		GPSMAP60CS	GARMIN		2009 年 6 月	面積測量器
		トウルパルス 360B	レーザーテクノロジー	5 年	2010 年 7 月	測高器 面積測量器
		輪尺	不明		2011 年 3 月	胸高直径測定器
B.3 実 施 事 業 所 名 住 所	実 施 事 業 所 名	南海電鉄 護摩壇山「なんかいの森」				
	住 所	奈良県吉野郡十津川村杉清口千丈 575				

施
場
所



十津川村の位置図は上図により、奈良県の南端にあたる。また、当社の所有地は下図のとおり十津川村の北西部にあり、緯度経度は北緯34度4分1秒、東経135度34分43秒である。

概
要



B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2007年4月1日～2013年3月31日(6年ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※1		2008年4月1日～2013年3月31日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	369	589	853	1,150	1,150	4,111
B.7 モニタリング報 告の頻度		2010年から年1回、実施予定					
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	造林事業補助金					
	補助金額 (申請額含む)	9,426,104円					
	補助対象年月日	2007年4月1日～2010年3月31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	造林補助金交付通知書【資料1-s】					
B.9 他制度への申 請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)						
備考	<p>【病虫獣害対策】 健全な森林育成に努め、病虫害の早期発見、発生の抑制に努めている。また、獣害を防止するために、植林を行った場合には食害を防止するための幼齢木カバーを設置している。</p> <p>【気象災害対策】 尾根筋や沢筋に保護樹林帯として広葉樹を残し、風の当たる箇所については間伐率を抑えた間伐を自社で繰り返し実施している。万が一、台風などにより気象災害が発生した場合は、可能な限り風倒木を処理し、原状復旧に努めている。</p> <p>【山火事対策】 森林火災は、十津川村が定める「林野火災予防計画」をもとに防火に努めている。また携帯電話の使用不可能な地域については防災無線通信訓練を実施しているなどの消火体制を整えている。万が一、火災が発生した場合は、消火後は林地の原状復旧に努めるとともに、それに備えて火災保険にも加入している。</p>						

C.方法論の適用		
C.1 ポジティブリストの適格性基準との整合性	C.1.1 ポジティブリストの番号	No. R. <u>001</u> ver. <u>3. 1</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	プロジェクト実施地は森林法第 5 条に規定された北山・十津川地域森林計画に定められた民有林である。
	C.1.3 条件2	当該森林は森林施業計画において、主伐や転用は計画されておらず(森林施業計画書【資料2】、空中写真【資料3-2】)、2007 年4月1日以降に計画に基づき施業された森林である。十津川村森林整備計画【資料1-3】に基づいて上記、森林施業計画書を作成・認定のうえ、施業しているため、下記の吉野郡十津川村が定めた、間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法で間伐・抜伐りが実施されている。(間伐率20~30%) 対象地は地域森林計画の対象となっている民有林で、森林施業計画書に基づいて定められた伐採を行うため、森林法第 15 条により、伐採時には十津川村長に伐採届けを提出しなければならないこととなっている。
	C.1.4 条件3	十津川村長によって、森林施業計画の認定を受けている。 施業計画認定者 十津川村長 更谷慈嬉 施業計画の認定番号 <u>18-18</u> 【資料2】 (プロジェクト期間に係るすべての施業計画について認定番号を記載) 期間 平成 19 年4月1日~平成 24 年3月 31 日
C.2 適用方法論	方法論番号	JRAM <u>R001</u> ver. <u>.3.1</u>
	方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない	
準拠の説明	説明								
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない									
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない									
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する									
		注) 全て準拠する場合は、説明は不要。							

	<p>C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)</p> <table border="1" data-bbox="564 362 1423 1137"> <thead> <tr> <th>モニタリングパラメータ</th> <th>モニタリングパターン</th> <th>選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">活動量</td> <td><input type="checkbox"/> 森林 GIS</td> <td rowspan="2">モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.1.8 のII-2【活動量モニタリング】パターン2のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 実測</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">拡大係数</td> <td><input type="checkbox"/> 実測</td> <td rowspan="2">汎用性が高い「京都議定書3条3及び4の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を使用する。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収穫予想表</td> <td><input type="checkbox"/> システム収穫表(LYCS 等)</td> <td rowspan="2">文献名: 収穫表(奈良県作成) 該当ページ: P 23 ~ P28 ページ</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。</p>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.1.8 のII-2【活動量モニタリング】パターン2のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。	<input checked="" type="checkbox"/> 実測	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測	汎用性が高い「京都議定書3条3及び4の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を使用する。	<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表(LYCS 等)	文献名: 収穫表(奈良県作成) 該当ページ: P 23 ~ P28 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由															
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.1.8 のII-2【活動量モニタリング】パターン2のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。															
	<input checked="" type="checkbox"/> 実測																
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測	汎用性が高い「京都議定書3条3及び4の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を使用する。															
	<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等																
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表(LYCS 等)	文献名: 収穫表(奈良県作成) 該当ページ: P 23 ~ P28 ページ															
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)																
<p>C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)</p>	<p>C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>森林を健全な状態に保つために必要な間伐が十分に実施されず、手入れの行き届かない森林となる。</p> <p>(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)</p> <table border="1" data-bbox="564 1621 1423 1818"> <thead> <tr> <th>データの信頼性・入手可能性</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 低い</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 低くない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	データの信頼性・入手可能性	説明	<input type="checkbox"/> 低い		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない										
データの信頼性・入手可能性	説明																
<input type="checkbox"/> 低い																	
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない																	

	<p>(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施業計画通りに実施しない可能性</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">転用の可能性</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施業計画通りに実施しない可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない		転用の可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
施業計画通りに実施しない可能性	説明												
<input type="checkbox"/> 可能性がある													
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない													
転用の可能性	説明												
<input type="checkbox"/> 可能性がある													
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない													
<p>C.4.2BLS に関連した温室効果ガス排出源・吸収源の特定</p>	<p>(温室効果ガス排出源・吸収源)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス 地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">リーケージの種類</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし	リーケージの種類	説明	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	なし	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	なし
温室効果ガス排出源・吸収源	説明												
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス												
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし												
リーケージの種類	説明												
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	なし												
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	なし												

		<p>(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)</p> <table border="1" data-bbox="564 309 1414 510"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 309 906 412">温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準</th> <th data-bbox="906 309 1414 412">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 412 906 461"><input type="checkbox"/> 使用</td> <td data-bbox="906 412 1414 461"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 461 906 510"><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td data-bbox="906 461 1414 510"></td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明	<input type="checkbox"/> 使用		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない							
温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明													
<input type="checkbox"/> 使用														
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない														
<p>C.5 排出量・ 吸収量の定 量化</p>	<p>C.5.1 不確か なデータの使 用</p>	<p>(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)</p> <table border="1" data-bbox="564 701 1299 949"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 701 820 804">不確かなデータの使 用</th> <th data-bbox="820 701 1299 804">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 804 820 853"><input type="checkbox"/> 使用する</td> <td data-bbox="820 804 1299 898">(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 853 820 949"><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td data-bbox="820 853 1299 949"></td> </tr> </tbody> </table> <p>C.5.2 モニタリ ング対象とな らない排出 源・吸収源</p> <p>(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)</p> <table border="1" data-bbox="564 1093 1414 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 1093 884 1240">モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源</th> <th data-bbox="884 1093 1414 1240">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 1240 884 1290"><input type="checkbox"/> 存在する</td> <td data-bbox="884 1240 1414 1290"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1290 884 1339"><input checked="" type="checkbox"/> 存在しない</td> <td data-bbox="884 1290 1414 1339"></td> </tr> </tbody> </table>	不確かなデータの使 用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない		モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
不確かなデータの使 用	説明													
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)													
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない														
モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明													
<input type="checkbox"/> 存在する														
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない														
<p>C.6 モニタリ ングプロット の設置</p>		<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <p>モニタリング方法ガイドラインに記載されているモニタリングポイント(地位を特定するためのプロット設置箇所)の設定方法を参考にし、地形を考慮して樹種別に30haをとりまとめ、その中心的林小班の斜面中腹でモニタリングポイントを設定した。</p> <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備)</p> <p>プロジェクトの対象地を網羅した全体地図にモニタリングプロットを■印で明記した、モニタリングプロット全体図、モニタリングプロット拡大図面【資料3-3-1, 2, 3】</p>												

C.7 備考		
--------	--	--

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他				
			該当しない	該当する
D.1 関連する許認可及び関連法令	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)
	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)
	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	自然公園法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 国定公園第 2 種, 3 種
D.2 ステークホルダー(森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	プロジェクトのメンバーは、南海電気鉄道株式会社のみである。 また、森林所有者も南海電気鉄道(株)のみで他の所有者も、特段のステークホルダーもない。			
D.3 その他特記事項	特になし			